

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

「障害者基本法」は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、共生社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行された。

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

このため、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするもので、その一方、精神障がい者を対象とするものは少なく、格差が生じている。

羽村市議会は、平成28年12月21日付けで国会及び政府に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同様に、適用対象とすることを交通事業者に働きかけることなどについて意見書を提出しているが、未だ制度の改善が不十分である。よって、再度早急に必要な措置を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月28日

東京都羽村市議会議長 橋本弘山

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣 あて